

◎ 説明会における主な質疑応答

沖縄県総務部税務課

※本質疑応答は、別資料「宿泊税Q&A」に記載のある質疑応答については重複するため除いています。別資料「宿泊税Q&A」を併せてご参照ください。

※本質疑応答は、税務課所管の「宿泊税制度」に関連する質疑応答について記載しております。「使途事業」及び「システム改修補助金」（観光政策課所管）に関連する質疑応答については、本件に含まれていません。ご了承ください。

1. 制度概要

No.	ご質問	回答
1	課税標準を「1人1泊あたり」とした理由を教えてください。	宿泊税の課税客体は、県内宿泊施設での「宿泊行為」であり、納税義務者は宿泊者となります。そのため、「宿泊行為」ごとに算出する必要があることから、課税標準は「1人1泊あたり」としております。
2	渡嘉敷村では「環境協力税」という入域者に課す税金が既にあります。宿泊税と目的が類似しているかと思いますが、二重課税にならないのでしょうか。	宿泊税は「宿泊行為」に対する課税であります。一方、「環境協力税」は渡嘉敷島への「入域行為」に対する課税であり、課税客体が異なるため、二重課税にはなりません。
3	申告納入について、なぜ毎月としたのか、理由を教えてください。	宿泊税は、特別徴収義務者（宿泊施設）が宿泊者（納税義務者）から一時的に徴収する「預り金」のような性質を有しているため、適正な公金管理の観点から、原則として毎月の申告納入としております。
4	「負担能力に応じて徴収する」という課税目的であるならば、上限2,000円を設けずに定率課税すべきではないでしょうか。	定率の場合、税収の伸張性が期待できることや全ての宿泊者の負担が同一となり、負担の公平性がより担保されること等を踏まえ、観光施策の実施に必要な財源を確保するために、年間宿泊者数、修学旅行者数等や徴税費を考慮した上で定率2％で設定しています。 一方、宿泊者が受ける行政サービスは概ね一定であることを踏まえ、宿泊者の過重な負担とならないよう、税額は2,000円を上限額としています。

2. 課税対象

No.	ご質問	回答
5	特殊なチェックインや宿泊のケースに対する、課税の判断について教えてください。	特殊なチェックインの例として、深夜0時を過ぎてチェックインした場合でも宿泊契約として成立している場合には課税対象となります。 ホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為である場合、課税対象とはなりません。 ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。

3. 宿泊料金

No.	ご質問	回答
6	「レンタル料」や「駐車場利用料」は、宿泊料金として課税対象に含まれますか。	課税対象には含まれません。
7	プレゼント用の宿泊券や、事前に販売した宿泊券を第三者が利用する場合、宿泊税は誰から徴収するのですか。	実際に宿泊施設を利用して宿泊する方から徴収します。宿泊税は宿泊行為に対して課税されるため、宿泊者が納税義務者となりますが、あらかじめ宿泊券の代金に宿泊税相当額を含めて販売し、施設側がそれを充当して申告納入することも可能です。 なお、宿泊施設が独自に無料で発行した宿泊券等の利用により、宿泊料金が0円となる場合は、宿泊税は課税されません。 また、宿泊者以外の第三者が支払う場合（プレゼント用の宿泊券等）は、「宿泊者が現地で支払うべき金額」と「第三者から支払われた金額（券面額等）」を合算した金額が宿泊料金となります。
8	ふるさと納税による無料宿泊券を利用した場合、宿泊税の徴収について教えてください。	実際に宿泊施設を利用して宿泊する方から徴収します。ただし、自治体と宿泊施設の契約により、あらかじめ宿泊券の代金に宿泊税相当額を含めて販売し、施設側がそれを充当して申告納入することも可能です。
9	マリンアクティビティ付き宿泊料金を10,000円としていますが、そのうちの宿泊料金を1,000円として設定してもよいですか。	宿泊料金の設定については、宿泊事業者においてご判断いただくこととなります。社会通念上妥当と認められる金額であり、適正な会計処理がなされているのであれば差し支えありませんが、税務調査の際に適正な内容であるかを確認させていただくことがあります。 なお、パッケージプランにおける宿泊料金の内訳について宿泊者から説明を求められた場合は、価格設定の主体である宿泊事業者においてご説明いただくこととなります。

10	消費税を納めていない小規模事業者（免税事業者）の場合、宿泊料金から消費税を控除して、宿泊税額を算出してよいですか。	消費税相当額を控除した金額が宿泊税の課税標準額となります。
11	航空代金を含むパック料金の場合など、宿泊税額から逆算すると素泊料金が見えてしまうのは商売上避けたいところです。何か方策はありますか。	宿泊税の課税標準は、1人1泊当たりの宿泊料金（いわゆる素泊まり料金）に対する課税となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

4. 課税免除

（範囲に関すること）

No.	ご質問	回答
12	修学旅行の事前下見のために教職員が団体宿泊する場合、課税免除の対象となりますか。	事前下見のための教職員の宿泊については、課税免除の対象外となります。
13	大学生や海外の学生は課税免除の対象になりますか。	大学生や海外の学生は、課税免除の対象外となります。
14	保育園は課税免除の対象外とありますが、幼稚園型こども園、幼保連携型こども園については、対象となりますか。	幼稚園については、幼稚園型の認定こども園を含めて課税免除の対象としておりますが、幼保連携型こども園については、課税免除の対象外となります。
15	クラブチームの合宿や、他校との練習試合に伴い宿泊する場合、課税免除の対象となりますか。	部活動としての宿泊については、学校の教育活動として学校長の証明があれば課税免除の対象となります。 部活動に該当しないその他の合宿や練習試合に伴う宿泊については、課税免除の対象外となります。
16	課税免除に関して、県外からの宿泊者など、地域による対象範囲はありますか。	課税免除の対象は、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）に通う学生等と定めております。要件を満たす国内の学生等であれば、県外からの宿泊であっても対象となり、海外の学校や日本国内のインターナショナルスクールに通う学生については対象外となります。

17	課税免除に関して、地方公共団体主催で行う大会（トライアスロン、駅伝マラソン、スポーツ大会等）の参加者に、児童・生徒から成人まで含まれますが、課税免除の対象となりますか。	地方公共団体が主催する大会のうち、児童・生徒（高校生以下）及びその引率者（監督・コーチ等）の宿泊については課税免除の対象となります。
----	--	--

（対応に関すること）

No.	ご質問	回答
18	修学旅行の場合は、課税免除として対応してよいですか。	宿泊者から宿泊施設へ「学校の教育活動であることの証明書」を提出いただくことで課税免除となります。 なお、同一の宿泊団体（修学旅行等）であっても、複数の宿泊施設に分かれて宿泊する場合は、それぞれの施設ごとに個別の証明書（原本）の提出が必要となります。
19	スポーツ大会等の参加者が課税免除を受けるための証明書は、宿泊施設側で用意するのでしょうか。 また、宿泊施設側で主催団体へ通知する必要があるのでしょうか。	宿泊者から宿泊施設へ「証明書」と「大会主催者（スポーツ協会等）が発行した通知書」をあわせて提出いただく形になります。宿泊施設側から主催団体等への通知は必要ありません。
20	課税免除に係る様式は、県ホームページにありますか。	県公式ホームページ（沖縄県宿泊税）内に掲載いたしております。
21	課税免除に係る証明書について、実際の宿泊人数と、記載の人数が相違している証明書が提出された場合、どのように対応したらよいでしょうか。	実際の宿泊人数が証明書に記載された人数と相違している場合、宿泊者の代表が修正して差し支えありません。ただし、実際に宿泊した人数を明確にするため、証明書に記載されている宿泊人数の後ろに、手書きで「（うち〇人欠席）」等の補足追記させてください。
22	観光協会など特定の団体を窓口として、複数の学校が合同で修学旅行に係る宿泊をする場合、課税免除に係る証明書はその団体がまとめて発行してもよいでしょうか。	学校の教育活動に伴う宿泊について、課税免除に係る証明書は学校長が発行（証明）するものであるため、観光協会や旅行代理店などの「窓口となる団体」が代理で発行することはできません。複数校が合同で宿泊される場合は、各学校長からそれぞれ個別に証明書を発行していただくことになります。 なお、各学校長が発行した個別の証明書を、窓口となる団体が事前に取りまとめて宿泊施設へ一括して提出することは差し支えありません。
23	課税免除に関して、大会主催団体等へ周知はされていますか。	教育庁やスポーツ協会等の関係団体へ周知を図っております。

24	課税免除の対象者について、監督等の人数確認はありますか。	課税免除に係る証明書に、児童・生徒及び監督等を含めた対象者数の記載がありますので、記載された人数と実際の宿泊者数を確認して課税免除を適用していきます。
----	------------------------------	---

5. 特別徴収

(登録に関すること)

No.	ご質問	回答
25	宿泊事業者は必ず特別徴収義務者の登録が必要ですか。	旅館業法の許可を受けている施設又は住宅宿泊事業法の届出をしている施設等は、特別徴収義務者の登録が必要です。
26	修学旅行生などの宿泊を受入れている場合でも、宿泊税の特別徴収義務者登録や申告、課税免除に係る証明書等の受取りなどの事務手続きは必要ですか。	旅館業法の許可を受けている施設又は住宅宿泊事業法の届出をしている施設等は、特別徴収義務者の登録が必要です。 仮に、修学旅行生など課税免除対象者のみの宿泊業であっても、特別徴収義務者としての登録手続きや申告、課税免除に係る証明書等の受取りなどの事務手続きは必要となります。
27	特別徴収義務者登録申請書について、家族経営であり、営業許可の名義人は妻で、宿泊経営者は夫の場合、特別徴収義務者は夫でよいでしょうか。 なお、委託契約書は夫婦間で交わしていません。	営業許可の名義人と実質的経営者が違う場合、実質的経営者である旨の申立書及び委託契約書等も申請書と併せてご提出ください。
28	特別徴収義務者の法人代表が変わる場合、変更届が必要でしょうか。	登録事項に変更がある場合は、「宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書」及び変更内容が確認できる書類の提出が必要となります。
29	特別徴収義務者登録申請書の記入について、個人番号とはマイナンバーのことですか。	個人番号とはマイナンバーのことです。個人の場合マイナンバーの記入をお願いします。
30	フロントを設置していないが、宿泊税に関する掲示は必須でしょうか。	証票については、宿泊施設内の見やすい箇所に掲示が必要となります。 また宿泊税の周知としてポスター掲示などご協力をお願いいたします。

（徴収に関すること）

No.	ご質問	回答
31	宿泊税の徴収方法について、予約時点で宿泊料金に宿泊税を加算して徴収してよいでしょうか。	徴収方法については、宿泊事業者の徴収しやすい方法で徴収していただいて差し支えありません。
32	宿泊税の徴収の際、クレジットカード決済の場合、カード決済手数料がかかることについて、宿泊事業者として具体的にどのようなプラン設定や対応をすべきでしょうか。	宿泊税をクレジットカード等で支払われた場合の手数料につきましては、宿泊事業者にご負担いただくこととなります。ご理解ください。 各種プラン設定については、宿泊事業者のご判断となります。

（領収書に関すること）

No.	ご質問	回答
33	一棟貸しの宿泊施設を運営しています。予約時点の人数と実際の宿泊人数が異なり、かかる宿泊税の金額が変わることがあり得ます。OTA（オンライン旅行代理店）などで宿泊税込価格で販売する際、領収書には「総額」と「消費税及び宿泊税込み」の表記だけでよいのでしょうか。	宿泊税は、実際の宿泊人数が課税対象となります。 領収書等には、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。 なお、OTAによっては総額と消費税の表記のみで、宿泊税額を明確に記載しないシステム仕様であると同っていますが、領収書に宿泊税額の明確な記載がない場合、宿泊税分も含めた総額に対して消費税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

（報償金に関すること）

No.	ご質問	回答
34	宿泊事業者への報償金は、毎年８月末頃に自動的に入金されるのですか。	毎年８月に交付予定です。事前に特別徴収義務者より振込先口座の登録をしていただく必要があり、申出時期については現在調整中です。今後県ホームページ等で周知します。
35	システム改修補助金や報償金を自治体から頂いた場合、課税はされますか。	補助金や報償金に対して、消費税の課税はありませんが、雑収入として計上され、所得税等の課税対象となります。
36	宿泊事業者に対する報償金率の算出根拠について伺いたい。	報償金の率については、産業廃棄物税の報償金率が2.5％に設定されていることや、他都道府県の宿泊税先行自治体においても同様の率を基本とし、開始から数年間は上乘せする形を採用している自治体が多い状況を勘案して設定したものです。

（その他の特別徴収に関すること）

No.	ご質問	回答
37	帳簿等の保存について、紙ベースではなく、PDFなどのデジタルデータでの保存は可能でしょうか。	帳簿の電子保存は可能です。 ただし、一部のみを電子化するのではなく、宿泊税に関わる全ての帳簿・書類を整理して電子保存していただく必要があります。
38	宿泊税に関して、宿泊人数等の帳簿を作成しなければならないのでしょうか。 また、宿泊名簿には代表者だけでなく宿泊者全員の名前を記入しなければならないのですか。	沖縄県宿泊税条例に基づき、宿泊施設側には宿泊人数等の帳簿を作成・保存する必要があります。 また、宿泊者全員の記載名簿を備え付ける義務がございます。この点につきましては、旅館業法や住宅宿泊事業法において定められている法令上の義務であることを、県保健所に確認しております。
39	宿泊税額は売上申告となりますか。簿記上は前受金とし、預り金となるのでしょうか。	宿泊税は預り金となります。

6. 申告納入

（申告納入の特例に関すること）

No.	ご質問	回答
40	申告納入の特例の指定を受けた後、その翌年度に売上大幅増加により、納入実績が指定基準を超えた場合、特例の指定取り消しになりますか。	特例の指定基準を満たさない場合、指定取り消しとなります。ただし、一時的に納入が増加した場合等の事情も考慮し、年平均納入額（360万円以下）等を踏まえて総合的に判断します。
41	申告納入の特例について、納入月額平均30万円未満の宿泊施設を複数経営している場合、基準は施設ごとの判定になりますか。	施設ごとの判定となります。各宿泊施設の宿泊税納入月額が平均30万円以下等、特例要件を満たしていれば、各宿泊施設で特例の申請が可能です。
42	申告納入期限の特例に関して、適用要件のうち「滞納の無いこと」とはどのくらいの期間ですか。	特例を適用する年の前年の1月1日以後において、県税に係る徴収金を滞納していないことが要件となります。

43	宿泊事業を開始して１年以上になりますが、令和９年２月１日からの宿泊税施行後、申告納入期限の特例に関して早期に適用を受けるにはどうしたらよいですか。	最短で３か月分の宿泊税納入実績の後に特例の申請となります。したがって申請時期は令和９年５月以降となり、早期で６月からの適用開始となります。
----	---	---

（その他の申告納入に関すること）

No.	ご質問	回答
44	宿泊税導入市町村に提出する申告書の様式は、県と同様に統一されているのでしょうか。	申告書の様式については、各自治体の条例等で定められております。詳しくは、該当する市町村へ直接ご確認下さい。
45	宿泊施設が宿泊税導入市町村内にあり、経営する法人本社は那覇市内にある場合、宿泊税の申告先はどちらになりますか。	宿泊施設の所在する市町村になります。宿泊税導入市町村内（６市町村）の場合は当該市町村が申告先となり、その他の市町村の場合は県が申告先となります。
46	申告時に月計表を添付するため、自動チェックイン機等で宿泊者全員の住所氏名と宿泊料金及び宿泊税額を紐付ける必要がありますか。	納入申告書に添付する月計表には宿泊者名や住所を記載する必要はありません。ただし、宿泊施設側で帳簿を適切に管理していただく必要があります。
47	宿泊税の申告・納入書はどちらで入手できますか。	県より事前に送付（郵送）いたします。なお、県ホームページにも掲載しております。
48	宿泊税の納入はどこでできますか。	沖縄県内の各県税事務所及び取扱金融機関等で納入できます。詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引き」をご覧ください。なお、電子申告した場合、電子納税もできます。
49	申告の際に添付する月計表については、任意の様式でよいのでしょうか。	「宿泊税特別徴収事務の手引き」に掲載している参考様式「月計表」の記載事項に準じた内容のものであれば、任意の様式で差し支えありません。
50	納入期限を延滞した場合、延滞金の通知はあるのでしょうか。	期限までに納入がない場合、延滞金の納付書を送付させていただくことがあります。
51	OTA等予約サイトから、宿泊料金や宿泊税額等がまとめて入金された場合、宿泊事業者が宿泊料金と各税金分を仕分けして申告する形になりますか。	宿泊事業者が宿泊料金と各税金分を仕分けし申告納入する形になります。 なお、予約サイト等を通じて決済され、宿泊事業者にまとめて後日入金される場合でも、申告納入については、入金日ではなく、実際に宿泊した日の属する月の翌月末までに申告納入してください。

52	宿泊税の申告納入は、1年間分を一括で振り込むのでしょうか。	宿泊税の申告納入は毎月となります。ただし、月平均納入額が30万円以下などの特例要件を満たした場合、3ヶ月に1回の申告納入が可能となります。
53	申告納入について、宿泊税額を納める前に、宿泊人数や宿泊税額を記載した書類の提出が必要ですか。	宿泊税の納入に合わせて、申告として「宿泊税納入申告書」及び「月計表」の提出が必要です。提出方法として郵送のほか、地方税の電子申告システム「eLTAX（エルタックス）」の利用も可能です。
54	「eLTAX」は、国税の「e-Tax」とは別のシステムでしょうか。	別のシステムです。 「eLTAX」は地方税専用のシステムのため、別途利用登録が必要になります。 なお、パソコンのみの対応となっており、スマートフォンからはご利用できません。

7. その他

(OTAに関すること)

No.	ご質問	回答
55	海外のOTAを利用している宿泊事業者です。 宿泊事業者の事務負担を減らすため、OTAプラットフォーム側が宿泊税を直接県に納税する仕組みにしてほしい。法的に難しいと聞いているが、条例等で対応できないのか。 また、先行自治体と連携して国に法改正を働きかけてほしい。	宿泊税の課税客体は宿泊施設における「宿泊行為」であることから、特別徴収義務者は「宿泊施設の経営者」となっております。 OTAはあくまでも「予約仲介」及び「事前決済の代行」という立場であり、「宿泊施設の経営者」ではないことから、原則的に特別徴収義務者とはなりません。 他自治体においても、OTAを特別徴収義務者に指定している事例は確認できておりません。 しかしながら、OTAと宿泊事業者の取り決めにおいて、OTAが宿泊者から宿泊料金と宿泊税相当額を預かり、宿泊事業者へ払い込むことについては問題ありません。 特別徴収義務者のあり方につきましては、他自治体の動向を注視するとともに、施行後の運用状況等を踏まえ検討してまいります。
56	海外のOTAを利用している宿泊事業者です。 ・OTAを利用する宿泊事業者向けの宿泊税対応ガイダンスを県で作成してほしい。 ・県にOTA対応担当者を配置してほしい。 ・OTAを利用する宿泊事業者向け説明会を開催してほしい。	OTAの予約に対する宿泊税の決済方法については、事前決済、現地徴収など、OTAによって取扱いが異なると承知しております。 県が各OTAにおける決済方法に介入することは適切でないことから、当該取扱いについては、OTAと宿泊事業者との間で個別に取り決めていただくこととなります。 そのため、県においてガイダンスの作成等について行う予定はありません。 また、OTAの宿泊税対応に係る説明会等は、各OTAの判断となります。

57	OTA等旅行サイトは、宿泊料金総額に対して事務負担料がかかる仕組みであり、税込にすると総額が増えるため、事務負担料も増えてしまいます。対策はありますか。	旅行サイトに係る手数料について、宿泊事業者のご負担があることは承知しておりますが、徴収方法や、料金の総額設定については、宿泊事業者でご検討いただくこととなります。
----	--	---

(周知に関すること)

No.	ご質問	回答
58	宿泊税の周知について、沖縄県としては今後どのように周知していくのでしょうか。	宿泊者に向けた広報として、以下により周知してまいります。 ・多言語表記によるポスター、リーフレット、三角ポップの作成・配布 ・テレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した広報 ・県内4つの空港（那覇空港、石垣空港、宮古島空港、下地島空港）、モノレール駅構内、路線バスでの広報 ・国際通りなどの県内観光地、県内コンビニエンスストアにおけるデジタルサイネージを活用した情報発信 ・県外量販店のディスプレイを活用した情報発信や、SNSやインフルエンサーを活用した情報発信 ・県のホームページや広報媒体、県外事務所、海外事務所等を活用した周知広報
59	海外からの宿泊者用として、多言語の宿泊税説明案内ツールはありますか。	周知ツールとしてのポスター、リーフレット、三角ポップは、QRコードを用いた複数の言語対応の案内表記となっております。なお、周知ツールは、県ホームページにも掲載しております。
60	説明会の内容について、事業者内で共有したいのですが、資料等がありますか。	県ホームページに、説明会資料、特別徴収事務の手引き、宿泊税Q&A、説明動画を掲載しておりますので、ご活用ください。

(支払拒否に関すること)

No.	ご質問	回答
61	宿泊客が宿泊税の納付を拒否をした場合の対処法を教えてください。	「宿泊税は法令で定められた税であり、拒否することはできません。」と宿泊者へ丁寧にご説明してください。 なお、宿泊者へご理解いただけるよう、県内・県外・海外向けの周知広報や、宿泊事業者向けに多言語対応のポスターやリーフレット、三角ポップなどの周知ツールを配布しておりますので、ご活用ください。

(罰則に関すること)

No.	ご質問	回答
62	宿泊事業者が特別徴収義務者登録を行わない場合や、申告納入をしない又は期限後に行った場合はどうなりますか。	県内の宿泊事業者は、登録を行っていない場合でも宿泊税を徴収する義務があります。那覇県税事務所で現地調査を実施し、特別徴収義務者の登録及び申告納入を行うよう指導します。 また、調査により宿泊税が正しく申告されていない場合には、税額の更正または決定を行い、納入してもらうこととなります。 なお、この場合、延滞金や不申告加算金も課されることとなりますので、ご留意ください。
63	宿泊税に関する罰則や滞納処分等についての法令はありますか。	沖縄県宿泊税条例第16条（帳簿の記載義務違反等に関する罪）がある他、地方税法に規定する滞納処分に関する検査拒否等の罪などによる罰則規定が適用されることとなります。

(要望に関すること)

No.	ご質問	回答
64	・提示されている制度内容はすべて決定事項なのでしょうか。特に小規模事業者にとって負担が大きいです。早期の見直しはできないでしょうか。 ・特別徴収義務者の登録申請は省略できないでしょうか。 ・定率制については税額算出が複雑であり、段階的定額制へ見直しできないでしょうか。 ・小規模事業者の負担軽減として、申告納入を年1、2回に見直しできないでしょうか。 ・課税免除に関して、通院などやむを得ない宿泊に対して適用する等の見直しはできないのでしょうか。	沖縄県宿泊税条例は、令和7年9月に沖縄県議会で可決され、令和9年2月1日に施行することとなっています。 宿泊税は、宿泊者全ての方から公平に徴収するものとして、全ての宿泊事業者を特別徴収義務者として登録し申告納入する制度となっています。 また、登録を含む全ての制度設計（税率、申告、課税免除など）について、検討委員会（観光事業者、宿泊事業者、税の専門家など）において検討を重ね、議会に上程し可決されたものとなっています。 導入後の条例見直しについては、沖縄県宿泊税条例附則第7項（検討）において、令和11年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定されております。 ご意見につきましては、今後の検討事項の参考とさせていただきます。
65	離島住民ですが、本島への通院に伴う宿泊の場合は、課税免除となりませんか。また、支援策はありますでしょうか。	通院については課税免除の対象外となります。 渡航支援「通院に係る宿泊」については、県と離島市町村が連携し、渡航支援の拡充に取り組むこととしています。
66	届出をせずに民泊事業をしていると疑われる事業者について、県へ通報したら対応していただけるのでしょうか。	いわゆる違法民泊への対応については、管轄の保健所へご連絡をお願いします。